

テロ等準備罪こと

「共謀罪」 PTニュース

NO.1

Q: 最近、「共謀罪」って言葉を聞くようになったけれど、これ何なの？

A: 「共謀罪」が問題になったのは2003年からで、今回が初めてじゃない。過去3度廃案になったいわくつきの法案だ。日弁連は一貫して反対してきて、日弁連のHPでもトップページで特集されているね。
<http://www.nichibenren.or.jp/activity/criminal/complicity.html>

日弁連HPより
「共謀罪」が、国連越境組織犯罪防止条約を理由に制定されようとしており、法案は、2003年の第156回通常国会で最初に審議されました。その後二度の廃案を経て、2005年の第163回特別国会に再度上程され、継続審議の扱いとなり、第165回臨時国会においても、幾度とない審議入り即日強行採決の危機を乗り越えて継続審議となり、第170回臨時国会においても継続審議となりました。そして、2009年7月21日の衆議院解散で第171回通常国会閉幕により審議未了廃案となりました。

Q: でも、今回は今までの「共謀罪」とは違うと聞いたけれど？

A: 今度は「テロ対策」を前面に出して、「テロ等準備罪」とか言っているね。でも、非公式に公表されている法案を見れば、今までの「共謀罪」と基本構造が全く変わらないことがわかるよ。

Q: えっ。まだ正式な法案が公表されていないの？

A: そうなんだ。政府は、3月にも閣議決定して、通常国会に提出すると言っているのに、まだ法案が発表されていない。非公式にマスコミにリークされているけどね。だから、「正式な法案ができて、国会に提出するまで質問するな」という趣旨のペーパーを法務大臣がつくって、問題になったりしているんだね。

Q: だったら、あわてなくても、正式な法案ができるのを待ったほうがいいんじゃないの？

A: 安保法の時もそうだったけど、法案を公表したら、形だけ審議して、強行採決してしまう。与党がそういうやり方を続けてきている以上、法案が公にされる前から対応しなければいけないんだね。

Q: じゃあ、非公式に発表されている法案って、どんな内容なの？

A: あくまで非公式にだけれども、「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律」に追加するという形で制定すると言われている。その条文を、最後につけおこよ。見ての通り、「テロ」という言葉はどこにも出てこない。すごく処罰の範囲が不明確で、広いんだ。これが法律になってしまったら、何かに反対する「運動」をすることが、できなくなってしまうおそれがある。これを「現代の治安維持法」という言い方をする人もいるけれど、あながち的外れではないね。

Q: 知り合いが、この法律は安保法反対とか、戦争反対と言わせないための法律だと言っていたけど？

A: そういう使われ方をする可能性はある。でも、**そのとらえ方は、かえって、共謀罪の怖さを過小評価するものではないかな。**たとえば、小泉元総理のように、安保法には賛成でも、原発には反対の人もいる。そういう人にとっても、この法律は大変な問題なんだ。だからこそ、安保法が議論される前から、3度も廃案にされてきたんだね。

Q: じゃあ、この法律は、具体的にどんなところが問題なの？

A: それについては、回を改めて説明しよう。**とりあえず、この下にある条文を読んでおいてね。**

今回の法案（審査中）	<p>組織的犯罪集団に係る実行準備行為を伴う犯罪遂行の計画</p> <p>第六條の二 次の各号に掲げる罪に当たる行為で、組織的犯罪集団（その結合関係の基礎としての共同の目的が死刑若しくは無期若しくは長期四年以上の懲役若しくは禁錮の刑が定められている罪又は別表第一（第一号を除く。）に掲げる罪）を実行することにある団体をいう。次項において同じ。）の団体の活動として、当該行為を実行するための組織により行われるものの遂行を二人以上で計画した者は、その計画をした者のいずれかによりその計画に係る犯罪の実行のための資金又は物品の取得その他の当該犯罪の実行の準備行為が行われたときは、当該各号に定める刑に処する。ただし、実行に着手する前に自首した者は、その刑を減軽し、又は免除する。</p> <p>一 死刑又は無期若しくは長期十年を超える懲役若しくは禁錮の刑が定められている罪 五年以下の懲役又は禁錮</p> <p>二 長期四年以上十年以下の懲役又は禁錮の刑が定められている罪 二年以下の懲役又は禁錮</p> <p>2 前項各号に掲げる罪に当たる行為で、組織的犯罪集団に不正権益を得させ、又は組織的犯罪集団の不正権益を維持し、若しくは拡大する目的で行われるもの遂行を二人以上で計画した者も、その計画をした者のいずれかによりその計画に係る犯罪の実行のための資金又は物品の取得その他の当該犯罪の実行の準備行為が行われたときは、同項と同様とする。</p>
------------	---